

広島県告示第百三十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和七年二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
小仁方一丁目八地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

群市・町	町	大字	字	地番	標柱番号
呉市	川尻町小仁方一丁目			五〇二七番四	標柱一号
				五〇二七番一	標柱二号
				五〇一五番一	標柱三号
				五〇一五番三	標柱四号
				五〇一六番二	標柱五号及び九号
				五〇一六番一	標柱六号
				五〇一七番一二	標柱七号
				七七番五三	標柱八号
				五〇一五番一三	標柱一〇号、一一号、一二号、一三号、一五号、一八号、一九号及び二〇号
				五〇一六番七	標柱一四号
				五〇一五番一〇	標柱一六号及び一七号
				五〇一五番一五	標柱二一号

五〇二七番六	五〇一五番一
標柱二三号	標柱二三号